平成6年4月1日
第281号

野國總管 生誕の町

広報

# のかでな

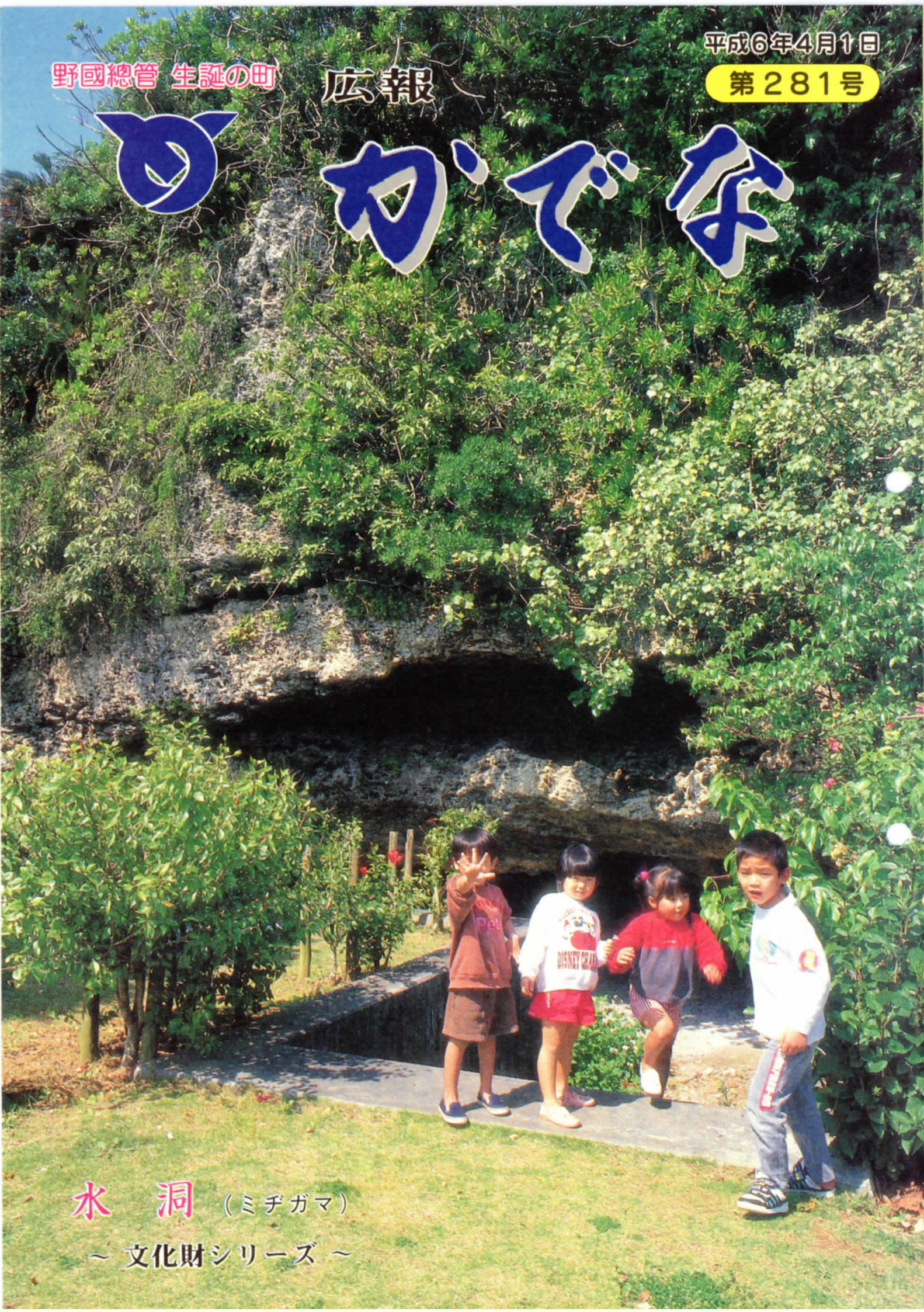

## 水　洞（ミヂガマ）

～ 文化財シリーズ ～

◀ 平成6年度の施政方針を
述べる宮城町長

第十二回嘉手納町議会定例会が三月十一日開会。平成六年度一般会計予算、国保、上下水道、老人保健特別会計予算など二十八の議案が審議された。

三月十四日、平成六年度の施政方針演説が行われた。

ここに、宮城篤実町長の施政方針の全文を掲載致します。

# はじめに

政治改革法案をめぐって、政局は緊迫し、混迷した状況で平成六年をむかえました。時代は大きな曲がり角を迎え、情勢は流動化し、めまぐるしい変化の連続であります。果たしてこれからどのように展開するのか先はまだ見えておりません。

そのような中で、平成六年度の町政運営の基本となるべき予算案をはじめ主要な案件についてご審議いただく三月定例議会を迎えました。各議案のご審議をお願いするに先立ち、町政運営に関する私の基本的な考え方を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

私は町長に就任して今日まで満三年、町民の皆さまにお約束しました政策課題の実現にむけてひたすら努力を致して参りました。町民の信頼と共感を呼ぶ町政を築くために掲げた教育、福祉、活力ある町づくりは依然として変わることのない重要な課題であります。そこで、この三年間の歩みを振り返って総括整理し、残された任期にむけての取り組みの姿勢を明らかにしたいと考えております。

先ず政策実現の手立てとして、行政上の組織、機構改革を行い、部制を確立し、企画総務部、民生福祉部、建設振興部にそれぞれ部長を配置しました。最少の経費で最大の行政効果をあげることを目標に、合理的、効率的な事務事業の推進を図るための組織機構の整理、統廃合であります。本町における基地対策の重要性から「基地渉外課」を新設して山積する基地問題に迅速に対応させております。重複する業務の整合性をはかる視点で「都市建設課」に統合、新たに「産業振興課」を発進させて農業等の振興と町の活性化家事業に専念できる体制を整えました。教育委員会においては、教育長のもとに教育次長を配し、業務の統一的な指示、管理ができる体制を構築致しました。また、更なる学校現場との連携や生涯学習の充実等を図る意味で教育委員会事務局の統廃合を図り、教育の充実強化策をはかって参りました。

一方、町民に対する行政サービスを充実させる立場で、各部課の業務遂行過程における改善努力は常時続けられております。昼食時間帯の窓口業務は、担当者を配置し、町民の要望に敏速に対応致しております。老人福祉事業としては、特別養護老人ホーム「比謝川の里」のご協力をいただいて、デイサービスやショートステイを新たに実施し、町の先輩方に喜んでご利用していただいております。町民の健康づくりについては、健康診断に加えて人間ドックへの助成事業を開始し、成人病の早期発見、早期治療を進めて参りました。

町の活性化事業は、各産業の基盤整備が前提となります。農業は厳しい条件にありながらも関係者のご努力によってこれまでもしかるべき成果を得て参りました。行政も農耕関係者の強い要望に応えて、黙認耕作地内に農業用水の「堰」を建設し、農業用道路をコンクリート舗装

で整備し、農耕者の便宜を図ってきました。農業は、県の事業として漁港内の浚渫、構内の舗装及び暴風対策用の継船杭の整備を要請し完了させました。本年度以降は、本町の事業として漁港研修施設の建築を予定し、県事業として桟橋の増設を漁港整備九次計画に折り込んでいただくための要請活動を展開しているところであります。商業については長・中・短期の視点で見ていく必要があろうかと思います。長中期の問題はともかく、今の商店街の活性化は急を要する課題であります。商工会、商店街の関係者等と連携を密にして中小企業活性化資金も活用しながら近代化事業を推進して参ります。懸案の第三セクター「かでな振興株式会社」は、雇用の場の創設、拡大、効率的な施設管理事業を中心に四月一日いよいよスタート致します。

町民の生活関連事業としては駐車場問題があります。特に公営住宅居住者の要望は強く、屋良町営住宅も平成五年度の事業として完成させました。これで西浜区在の新旧の町営住宅居住者も併せて全所帯の要望に応えることができました。問題は県営住宅の駐車場であります。私は就任以来、再三にわたり県土木部長に面談を求め、本町における土地、住宅事情を説明し、協力方を要請して参りました。その後、県営住宅供給公社の実情調査は受けているもののまだ解決に到っておりません。県営住宅の駐車場建設の可能性について、県の財政担当者の見解も求める一方、私自身県営住宅近くの空地の地主等と接触し打診を行い、駐車場設置にむけて要請活動を続けているところであります。資源も少なく産業立地の条件も厳しい本町にとって、教育は町の将来を決定する重要課題であります。平成三年六月「今、嘉手納の教育を考える町民大会」を開催し、次代を担う人材をどう育てるかについて町民に問題提起し、考えていただきました。教育は徐々にではありますが確実によくなってきております。平成六年度は「教育関係者の集い」を企画し、本町に関わりのある人々に集まっていただき、嘉手納町の教育について提言、助言等を積極的にお願いしたいと考えております。将来の町づくりに向けて人材を育成することも大事な事業でありますが、今まさに活躍中の人的資源を結集し、その英知を町づくりに役立てる発想もあってしかるべきではないでしょうか。幸い好評をいただきました「旧県立農林学校同窓生の集い」は本町における人材の蓄積とネットワークづくりの第一歩となりました。

野國總管の足跡をたどり、壮大な交流のロマンを実感し、その気概や精神を歴史の地に学ぶための友好訪中は二回行われました。その後浦添市との連携で泉州市の「南音」、恵安県の「歌舞団」の民族芸能を招き、公演を実現しました。昨年は恵安県から石獅子像が贈られ、野國總管公園に設置、友好交流のシンボルとなりました。

行政に対して町民の意思を反映させるため、各区ごとに行政懇談会を実施してきました。幸い町民から多くのご提言をいただき、早速施策に取り入れ、その実現に向けて努力を致しております。これからも町民との対話を重ね、町民参加の行政を継続して参ります。

内外ともに社会はいま、めまぐるしく変化し、大きな波乱を含みながら進行しております。本町における平成六年度の予算編成作業も多くの不安要因を抱えながらの編成となって参りました。国は財政上の困難が一段と進んできたとして、これまで以上に制度や施策の選択を厳しくし、抑制する方針を打ち出してきております。そのうえ昨年は、長崎普賢岳の火砕流避難、北海道南西沖地震、鹿児島の梅雨前線豪雨・台風十三号被害、東北地方を襲った米の冷害等の自然災害が続発しました。

そのため、国では被害地域に対し、特別交付税等は重点的に配分されるべきであるとして、被災を受けていない自治体分は大幅にカットされました。本町も例外ではありません。災害に見舞われ、塗炭の苦しみにあえいでいる人びとに対し、同じ国民としてその痛みを共有し、分か

ち合うということは当然のことであります。

ところで我が町は、町域の八十三パーセントも米軍基地に接収され、多くの人人がかって基地内にあった我が家に帰えることもできず、いわば五十年にも及ぶ避難生活を余儀なくされております。そのうえ爆音その他の基地被害にさらされ、近年、基地機能はさらに強化され続けている状況から、本町はまさに「災害常襲地帯」と云えるのではないでしょうか。

ところが災害等問題が発生した場合適用される法律、政令、通知、通達は全国一律であります。継続して基地災害を受けている本町は、巣立ち行く若人の住む宅地もなく、産業の立地条件も厳しく、町の発展には多くの阻害要因があります。人口の増加は制約され、老齢化が進み、自己財源の確保はますます困難な状態であります。しかも大蔵省は平成六年度の基地周辺対策費の大幅圧縮の方針を示しております。私は就任直後から、基地関係交付金や整備資金等の増額を求めて自治省、大蔵省、防衛施設庁等に陳情、要請活動を展開し、確かな結果を見て参りました。その間、基地関係自治体の連携を強める立場から、「沖縄県基地交付金関係市町村連絡協議会」を新たに結成し、その中心的役割をも果たしてきております。

ところが、政府の政策によって押しつけられ、発生している災害の状況はそのままにして、そのための対策交付金等は削減するというのでは全く道理がなく理不尽な仕打ちと断ぜざるを得ません。特別交付金、基地周辺整備資金等は町政運営上の生命線であります。

議員各位並びに町民の皆さまには事態の深刻さをご認識していただき、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

では、平成六年度の重点施策の概要について申し述べます。

最初に、**都市計画・生活環境整備**について申し上げます。

市街地整備事業として進めてまいりました屋良土地区画整理事業につきましては、地権者をはじめ、関係者のご理解とご協力を賜り事業を推進しておりますが、墳墓の移転等が若干残ってはいるもののほぼ完成を見ております。引き続き新年度においても物件補償及び街区確定業務を進めて参ります。

つぎに、公園整備は、良好な風致、景観を備えた地域環境づくりと自然とふれあいを通して心身ともに豊かな人間形成を図るうえで根幹的な都市施設であります。新年度の公園整備につきまして、屋良ふれあいパーク建設事業、嘉手納運動公園の陸上競技場照明工事及び周辺の修景施設などの整備を図り、引き続き事業の完成に向けて鋭意努力して参ります。

町民の日常生活の基盤をなす生活道路につきましては、便利で、安全かつ快適な道路環境の整備を逐年実施し、改良、舗装率においても高い水準となっております。さらに新年度においても、町道二十、七十二号線の実施設計、町道五十五、六十七号線の用地取得事業等を実施して参ります。また、漕地事業及び歩行者の交通安全対策等においても引き続き推進して参ります。

都市計画法及び建築基準法の一部改正の法律が平成五年六月施行に伴い、平成八年までに新たな用途地域の設定が必要であり、また新用途地域設定との整合性を図る都市マスタープランも併せて策定することになっております。そこで、新年度は新用途地域案の策定業務と都市マスタープランの策定業務に取り組んで参ります。

下水道につきましては、管渠整備や普及率ともほぼ百パーセントに近い水準にあり、今後とも、引き続き未接続家庭の水洗化の普及促進に努めながら、施設の維持管理の充実強化を図り、健康で快適な文化的生活が送れるように事業を進めて参ります。また、懸案の基地内施設の公共下水道への接続を促進する事業の一環として、公共下水道事業計画変更認可申請等の策定を行なって参ります。

上水道事業につきましては、清浄な水の安定供給を図るため、年次的に配水管

布設替えなどの整備と経営の安定化に向けて努力しているところであります。新年度も中区、北区、西区、西浜区、の一部地域の配水管布設替え工事を推進し、赤水発生、出水不良などの改善と漏水防止等の解消を図り、併せて有収率の向上と限りある水資源に対する町民の節水意識の高揚に努めて参ります。

町民の生命と財産を守るための消防・救急業務につきましては、極めて重要であります。したがいまして、救急救命士の育成、消防装備等の充実、職・団員の消防技術の向上に努め、救急、防災体制の充実強化を図って参りました。今後とも都市化の進展に伴い複雑多様化する災害等に対処できる体制づくりを推進して参ります。

環境衛生につきましては、家庭から排出されるごみの収集をはじめ、し尿の広域処理、野犬対策、地域美化運動等を展開し、着実に環境美化に対する町民の意識が定着しつつあります。

また、ゴミ処理につきましては、現在、読谷村の一部地域の可燃、不燃ごみの合同処理を実施しておりますが、焼却施設の老朽化にともない、処理施設の建設が急務になっております。したがいまして、新年度からその取り組みも図るとともに、ごみの減量化、資源の有効利用に資するリサイクル運動を推進して参ります。さらに、昨年から取り組んで参りました嘉手納町と読谷村とのごみの合同処理については比謝川行政事務組合を新年度に設立して、ごみ処理の広域化及び高度化を図って参ります。また、公共事業に伴う無縁骨を保管している施設が町内に点在し、維持管理の効率化と納骨施設の集約を図るため、新たな納骨堂の建設を推進して参ります。

つぎに、ふるさとづくり推進事業について申し上げます。

「自ら考え自ら行う地域づくり」事業も、昨年から新たに名称を変え、ふるさとづくり事業としてスタートしております。本町においては、これまで旧県立農林学校同窓会との人的ネットワーク事業、中国福建省泉州市恵安県との友好交流事業、人材育成基金事業、生涯学習の拠点施設整備事業、町おこしの人材育成、町民の図書としての蔵書充実事業などと取り組んで参りました。新年度は、戦前、戦後を通じ本町の教育に関わっていただいた教職関係者をお招きし「教育関係者の集い」を開催し、本町の教育に対する提言、助言等をいただくとともに、人的ネットワーク事業を推進して参ります。さらに、特産品開発事業、商店街再開発事業実施計画策定事業、文化振興としての自主公演事業、中国福建省泉州市恵安県への友好交流事業等、地域の特性を活かし、郷土に誇りと愛着のもてるふるさとづくりを推進して参ります。

つぎに、**産業の振興**について申し上げます。

本町の緊急かつ最重要な課題であります商店街の活性化事業につきましては、平成四年度に基本調査、平成五年度に総合調査と基本構想の策定、広域商業診断を実施して参りましたが、近隣市町村を含め商業環境が年々大きく変化していく中で、本町においても、今までの調査等を踏まえて、既存商店街に近代化を推進する必要があります。

新年度も、既存商店街の近代化事業として町の中心部である新町商店街の将来像を構想したデザイン事業を実施して参ります。また、景気低迷のなかで町内の小規模商工業者の経営も尚一層厳しい情勢にあり、小口融資資金の融資枠を増やし、経営の自立化に向けての取り組みを進めて参ります。

雇用の場の創出、効率的な施設管理、行政の効率化とスリム化を図るために設立される第三セクター方式による「かでな振興株式会社」については冒頭にふれましたようにいよいよスタート致します。本町においても、新年度は主に各種施設等の管理業務を委託し、行政の効率化とスリム化を図りながら、町民サービスの向上に努めて参ります。

特産品の奨励事業については、町内の優良特産品を昨年は七点推奨し、製品の需要拡大や品質の向上、販路開拓、販売

促進に寄与して参りました。引き続き需要の拡大等に努めて参ります。

つぎに、本町の農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあります。したがいまして、新年度も引き続き、優良農機具や農薬購入の助成、黙認耕作地内の農道コンクリート舗装工事を推進して参ります。また、農業用資材保管施設の建設、農業用水の確保を図るため新たに堰設置を推進するとともに、農協や関係機関との連携を図りながら農産物の流通体系の確立と農業団体の活性化及び後継者の育成に努めて参ります。

水産業につきましては、町の要請にもとづき、県事業として漁港の構内コンクリート舗装や暴風対策用の繋船杭の整備が漁港の基盤整備として実施されて参りました。新年度は漁民研修センター、荷捌き所、組合事務所を建設し、漁民の生産基盤の確立に努めて参ります。

畜産業につきましては、周辺地域との環境の調和を図るため悪臭防止対策を強力に推進しながら、畜産組合への支援、指導を引き続き強化し、畜産農家の経営意識の高揚と後継者の育成等、畜産業の振興に努めて参ります。

**町民福祉の向上**につきましては、高齢化、核家族化などの社会の進展により、町民の福祉に対するニーズも多種多様化しつつあります。

このような中で、老人福祉については、高齢化や長寿化社会により、老人の生きがいや健康づくりなどの施策が求められております。本町においても、これまで老人福祉対策として老人クラブ活動への助成、各種サークル活動の育成指導、世代間交流を図りつつ、老人健康調査、敬老事業等を推進して参りました。また、一人暮らしや寝たきり老人対策としては、介護を要する老人のための日常生活用具の給付、在宅福祉対策としてのホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス事業、老人医療費助成事業等を推進して参りましたが、新年度も引き続き実施して参ります。在宅福祉サービスの施策の展開については、「嘉手納町老人保健福祉計画」にもとづき、計画的に整備充実を図っていきたいと考えております。

障害者福祉につきましては、障害者の自立と社会参加を図るため町民の深い理解と協力が是非必要であります。したがいまして、町民をはじめ、町身体障害者協会、町社会福祉協議会、町心身障害児手をつなぐ親の会との連携を密にしながら、ボランティア団体の育成強化を図るとともに、障害者が自由に社会参加でき、生きがいを覚える地域環境づくりを進めていく必要があります。また、経済的、精神的負担の軽減を図るため療育見舞金、重度心身障害者（児）医療費助成、在宅福祉、医療対策、施設入所措置事務等も引き続き実施し、障害者福祉の増進に努めて参ります。

児童・母子・父子福祉について申し上げます。

児童を取り巻く社会環境は、社会情勢の変化、女性の就業や社会進出、核家族の進展により、明日を担う子供の健やかな成長を願い、その育成を図ることは極めて重要であります。そこで、乳幼児の保育事業の効率的運用と機能充実に努めて参ります。また、屋良地区、嘉手納地区の児童館を活用して、より充実した内容での児童の健全育成に努めて参ります。

母子・父子福祉については、安心した生活が営まれるように経済的自立を促進するため、町社協、町母子寡婦福祉会と連携して、就学児童への祝金支給や母子福祉資金貸付など、生活相談、指導助言を実施して、母子・父子家庭の福祉増進を図って参ります。

高齢化社会の到来とともに、国民年金が公的年金の根幹としてその果たす役割はますます重要であります。したがいまして、新年度も引き続き、国民年金徴収員の活用強化を図り、保険料未納者、無年金予備群対策や新規該当者の加入促進、口座振替の奨励、免除申請手続きの指導を強化し、豊かな老後の生活保障をめざし、検認率の向上と受給権の確保に努めて参ります。

健康は豊かな生活を営むうえで、極め

て重要な要素であります。新年度も引き続き、各種予防接種、母子保健事業、成人保健事業、献血事業、健康展の開催、人間ドック及び各種ガン検診等を実施し、町民の疾病予防と健康増進を図って参ります。また、母子保健については、二歳から三歳未満のむし歯の罹患率が県平均より高く、幼児健診での歯磨相談等の重点業務を実施して参ります。さらに、精神保健法に基づく、デイケア活動についても定期的に実施し、療養者の福祉向上と社会復帰を促進し、精神的健康の保持向上に努めて参ります。

乳児の健やかな育成を図るため、母子保健医療対策として一歳児未満の乳児医療費助成事業を新年度から実施し、乳児を抱える保護者の経済的負担の軽減を図って参ります。

国民健康保険事業につきましては、高齢化の進展や医療技術の高度化等に伴い、今後とも医療費の増加は避けられない状況にあります。限られた財源の効率的な活用を図るには、医療保険制度と保健、医療、福祉の各分野との連携を強化し、適度な休息、運動やバランスのとれた食事等生活習慣の改善による健康増進を推進していく必要があります。財源の確保や医療サービスにとどまらず、ガン検診、人間ドックやはり、きゅう、あんま、マッサージへの助成など保健施設事業を促進し、もって疾病の予防、早期発見に努め、医療費の軽減に努めつつ、国保会計の健全化に努めて参ります。

老人医療につきましては、老人医療受給者の増加、疾病構造が感染症から成人病への変化、医療技術の高度化等に伴い、老人医療費が今後とも増大するものと思われます。そこで、老人医療制度の安定的運営を確保するため、なお一層レセプト点検事務や医療費通知事務等の医療費適正化対策の充実強化を図って参ります。また、新年度は診療報酬改定の年であり、「医療保険審議会」からの建議での付添看護、介護に係る給付の改革、在宅医療の推進、入院時の食事に係る給付の見直し等の指摘があり、国の動向を見ながら、適切に対応してまいる所存であります。

**教育・文化の向上**について申し上げます。まず、教育につきましては、本町にとっても最重要な課題として捉え、平成三年度の「今、嘉手納町の教育を考える町民大会」を契機に町民が一体となって地域の教育力の向上をめざして、鋭意努力しているところであります。

児童生徒の学力向上対策については、「学力向上対策推進地域」として県の指定を受けるとともに、町独自の研究校としても指定しながら、学校、家庭、地域、行政とが連携を密にして、日々の教育実践活動を展開していく中で、具体的な成果を納めてきております。

さらに青少年の健全育成についても、学校や教育相談員などとの相提携により、指導強化が図られて参りましたが、新年度はさらに青少年センターの充実強化を図るため、旧消防庁舎に移設し、町民が気軽に相談に応じられる体制づくりを図って参ります。

また、学習指導要領の改定に伴う、新しい教育観に立って、自ら学び、自ら考え、判断し、行動できる心身ともたくましい「かでなっ子」の育成を図って参ります。

国際交流と英語教育の向上のため英語指導員の配置や「嘉手納町の先人たち」、「嘉手納町の自然」などの教材化を図り、嘉手納町に愛着と誇りの持てる地域に根ざした教育を推進して参ります。

一方、学校教育施設整備については、嘉手納小学校において児童の水泳指導及び体力向上をはかる水泳プール建設と給食センター食器洗浄機整備事業を実施するとともに、継続事業であります嘉手納小学校敷地整備事業を推進し、教育環境の整備を図って参ります。また、屋良小学校においてはカーペットが耐久年数に達して汚れ等が目立ち、ご父母、PTAから児童の保健面からの問題が提起されておりましたが、新年度に新たな素材を採用し全面的張り替え工事を実施して、良好な教育環境にして参ります。

つぎに、社会教育については、国際化、情報化、高齢化及び所得水準の向上と余

暇時間の増大などと社会の変化が進む中で、町民が潤いと生きがい、心の豊かさを求めて、より充実した人生を送るための生涯学習は大変重要であります。したがいまして、生涯学習の拠点としての中央公民館を有効に活用し各種教室や講座を開設し、個に合った生涯学習の場を創出しながら、町民意識の高揚に努め、自主的な学習文化活動への参加を促進して参ります。

新年度においては、老朽化が著しい中区公民館を国庫補助事業により改築をし、より機能的な地域の中核コミュニティ施設として整備を図って参ります。また、中央公民館の一、二階の空調機器の復旧工事と生涯学習の情報や相談に応じられるよう生涯学習情報提供システムの導入を図って参ります。

社会体育については、町内における、スポーツチーム、団体、サークル、ファミリーなどが増大し、生涯スポーツを親しむ町民の底辺が年々広がってきております。今後とも、高齢化社会の到来、週休二日制の導入等で余暇時間が増大し、気軽に楽しめる生涯スポーツを実践する町民が年々増加してくる中で、それに、十分対応できるように社会体育施設の有効利用と施設の整備充実に努め、併せてスポーツ指導者の育成、各種団体等の育成を図り、町民が健康づくりや体力づくりとして親しめる環境づくりを推進して参ります。

資源に乏しい本町においては、人材の育成こそ資源であり、財産であるとの基本認識に立って、「人づくり」は重要な課題であります。

ご案内のとおり、本町の人材育成事業は町人材育成会の計画に基づき、他県との児童生徒の交流事業、子ども会の自然体験学習、海外及び基地内ホームステイ、各種研修などへの助成事業と高校生、大学生等への奨学金制度としての貸付事業とを実施して、二十一世紀を担う有為な人材を多面的に育成する目的で推進して参りました。新年度も引き続き、「地域づくりは人づくり」という理念にもとづき、地域発展に寄与できる人材の育成に努めて参ります。

文化振興につきましては、町民文化の中核組織である町文化協会の組織の充実強化を図り、地域文化活動を推進するとともに、町民文化の殿堂であります町民会館において優れた芸術文化の鑑賞や舞台発表の場を提供すると共に、地域文化の振興を図って参りました。また、優秀な団体や個人の県外イベント参加に対しても助成を行い、地域文化の振興発展に努めております。今後とも、生活の質的向上を図るうえからも潤いとゆとりのある生活が享受できる町民文化の向上と発展に努めて参ります。

また、文化財保護については、町内の文化財に対する保護意識の高揚を図りながら、町指定文化財の整備と説明板の設置を進め、郷土の文化財を保護、保全し、文化財の啓蒙活動に努めて参ります。

さらに町史編纂事業につきましては、資料篇三文献資料の発刊に向けて、編纂作業、原稿執筆作業を鋭意進めて参ります。

**基地行政**は本町にとりまして、避けて通ることのできない政治課題であります。

米ソを中心とした東西冷戦構造の崩壊、さらには宿敵として長年にわたり数々の流血を重ねてきた、イスラエルとパレスチナ解放機構との間に「パレスチナ暫定自治宣言」の調印式が昨年九月に行われ、世界は和平への展望が大きく開かれました。とはいえ、民族、領土、政治、宗教等々の違いから局地的な紛争が生じ、和平実現への道程はまだまだ予断を許さない状況にあります。

嘉手納空軍基地をかかえる本町にとって、航空機の騒音軽減緩和は今なお、町政の最重要課題の一つであります。

騒音問題については私も就任以来、米軍、日本政府をはじめ関係機関に対し機会あるごとに改善を要請して参りました。

昨年十月には、県の招きで来沖した米国大統領の諮問機関である基地閉鎖・再編委員会のジェームス・クーター委員長や、十一月にはニール・アバクロンビー米軍下院議員（軍事小委員会）に対し、

庁舎屋上から基地の実態、とりわけ騒音がいかに町民生活に多大な影響を与えているかを説明し、その改善策を訴えて参りました。

また、現地米軍も、私たちの継続要請に対し、第一八航空団支援群司令官、在沖米国艦隊活動司令部司令官ら関係者が騒音の激しい屋良地域の視察を行い、ＦＡ一八ホーネット戦闘・攻撃機、ハリヤー攻撃機の基地奥への移動や海軍駐機場での長時間エンジン調整を避け、できるだけハンガー内で行うなどの対策を講じています。

その結果の表れとしてみるには早計かもしれませんが、騒音発生回数も年々減少し、平成元年三二、五三四回に対し平成五年では一九、〇六九回で約四十一パーセントも減ってきております。

米軍のこうした一連の措置に対し、一定の評価をするものでありますが、私は、更なる騒音防止対策を講じることを求め、去る一月二十六日第一八航空団司令官クライバー准将（代理ビンセント大佐）に対し午後七時から翌朝七時までの飛行、エンジン調整の中止等を盛り込んだ「航空機騒音防止協定書」締結の申入れを行ったほか、在沖米国総領事、那覇防衛施設局長、沖縄県知事に対しても実現方について要請を行って参りました。

ところで昨年十一月、横田基地における午後十時から翌朝六時までの夜間飛行の制限が日米合同委員会で合意を見たことは、私たちにとって大きな励みであり、嘉手納基地爆音訴訟の判決に大いなる期待をいだかせるものでありました。しかし、去る二月二十四日の判決は、米軍機の騒音を違法と認定し、過去の損害賠償を認めたとはいえ八〇デシベル未満は被害認定からもれ、そして私たちが最も望んでいた夜間飛行の差止めが却下されたことは誠に遺憾であります。

東西の冷戦構造が終結し世界はいま、少なくとも平和への道を歩みつつあるだけに、「日米安保条約と地位協定に基づき基地を提供している以上、飛行差止めはできない」としたこの判決は、時代と社会の状況認識を著しく欠いた司法判断であり、今後も今のままの環境の中での生活を強いられることは、同じ日本国民として不平等で、公平・公正さを欠き決して納得できるものではありません。

今回の判決では、私たちの要求はかなえられませんでしたが、これに諦めることなく、町民が安心して暮らせる静かな夜が実現するまで、これからもあらゆる手立てを尽くして、粘り強い行動を展開して参りたいと考えております。

基地問題については、今後も県や関係機関の招へいで、米国や諸外国から要人の来沖が増えるものと思われます。そこで、本町の実情を理解していただくため「嘉手納町と基地」の和英ダイジェスト版を発行し、更に同問題を視覚に訴えより効果あるものにするため、ビデオ制作を進めて参りたいと考えております。

その他、懸案事項でありました昭和五十三年十二月二十八日告示以降昭和五十八年三月十日までに建築された家屋については、平成六年度より芽出しとして全国で約百三十戸分の予算がついておりますが、今後も住宅防音工事のドーナツ化現象の早期解消と全戸対象を目ざすとともに空調機器の機能回復工事希望者の早期実現に向けて継続要請を行って参りたいと思います。

また、厳しい財政事情を強いられている中ではありますが、生活保護世帯、困窮世帯に対し空調機器維持管理費の一部助成や嘉手納基地対策協議会の活性化に向けて引き続き助成して参りたいと考えております。

**行財政改革**は、これからも引き続き断行しなければならない多くの課題があります。

まず、職員研修の拡充については、地方自治体が行政ニーズを的確に捉え、その役割を果していくためには、職人一人ひとりが自らの属する組織の目標を再構築し、その達成に必要となる能力を開発し、資質の向上を高めていかなければなりません。この地方自治体職員としての必要な能力、資質の向上は、かなりの部分が本人の自覚のもとでの主体的な自己

努力に委ねられるものでありますが、職員研修は、それを継続的に喚起させる手段でもあります。そこで新年度においても職場外研修として、自治研修や自治大学校への派遣等も実施して参ります。職場内研修においても、管理職から中堅職員等を対象にした研修や各種セミナー等を実施し、職員の資質の向上に努めて参ります。また、事務の電算導入事業については、これまで住民関連業務にかかる行政事務のほとんどが電算システム化され、町民サービスの向上に努めておりますが、さらに、内部管理事務に関しても前年度から財務会計システムや住民記録バックアップシステム、電算バックアップシステム等がスタートするなど漸次計画的に電算システムの充実整備が図られてきております。

新年度は、町民税郵政振替システムや電算化導入に伴う行政効果の測定と現行運用システムの充実強化を図りつつ、品質の高いシステムづくりを進めて参ります。

最後に財政の確立について申し上げます。

我が国の経済は先が不透明な長期経済不況が続く中、国税収入が減少した上に、税制の改正に伴う赤字国債の発行等、極めて深刻な状況になっております。

このような国の厳しい財政状況の中で本町の財政は自主財源に乏しく、そのほとんどが国庫支出金や地方交付税、基地交付金等の依存財源に頼った財政構造となっており、このような国の財政状況の中での平成六年度の財政は一段と厳しいものがあります。

一方、歳出面においても、急速に進展する高齢化社会に向けて、継続事業や福祉事業、各種事業等を展開しているところでありますが、今後ますます多様化、高度化し、増大する町民ニーズに応えるための新たな財源を如何に確保していくか大きな課題であります。

また、平成六年度は税制改正による住民税の大幅減税が予定されており、減税補填債の借入れを与儀なくされる状況の中で、誠に厳しい財政運営を強いられることになります。

このような現状を踏まえ、歳入面においては町税の徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めると共に、基地交付金等の増額要請等を積極的に展開、自主財源の確保を図って参ります。

また、歳出面においても、一般行政経費の見直しと節減合理化に努め、併せて町債の抑制等も図りながら、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応しうる財政体質を作り上げたいと考えます。

このような状況に基づきまして、編成された平成六年度の一般会計予算等は、次のとおりであります。

一、一般会計予算
　四、七八〇、一三四千円
二、国民健康保険特別会計予算
　一、〇二八、三三二千円
三、老人保険特別会計予算
　八一一、五六二千円
四、水道事業会計予算
　水道事業収益
　三九八、七五一千円
　水道事業費
　三六六、二五〇千円
　資本的収入
　三八、〇七六千円
　資本的支出
　一〇四、五九四千円
五、下水道事業特別会計予算
　一六五、二二七千円

以上、平成六年度の町政運営にあたり、私の施策方針と考え方を申し上げてまいりましたが、社会の状況も財政事情も一段と厳しいところでありますが、行政全般のバランスを図りながら、将来にむけて夢の広がる町政の確立を目指し、総力をあげて職務を遂行してまいります。

議員諸賢並びに町民のご指導とご支援をお願い申し上げまして、平成六年度の施政方針と致します。

平成六年三月十四日

嘉手納町長　宮城篤実

# 丈夫な体と 思いやりのある 誠実な子づくり

## 「学力向上推進地域実践報告会」を開催

嘉手納町学力向上対策委員会（委員長奥間偉功）は『児童生徒の自ら学ぶ力を培い、確かな学力を向上させるための町ぐるみの取組みをどう進めればよいか－学校・家庭・地域・行政の連携を通して－』を実践テーマに二月二十六日午後、中央公民館ホールで二年次報告会を開催した。

### 知・徳・体の調和のとれた人間の育成を

報告会は多くの関係者が参加した。奥間偉功委員長は、これまでの成果を踏まえ、「学力向上は人格の完成をめざし、青少年の健全育成、基礎学力の向上に力を入れ、具体的には、基本的生活習慣の形成、基本的学習習慣を確立をさせるために、学校、家庭、地域、行政が役割分担を推進していく」と強調した。山口榮三郎助役は「基礎学力をつけ、嘉手納町に生まれ育ってよかったと誇りの持てる若者づくりをしよう」とあいさつ。続いて、宮平永治議長から激励のあいさつが述べられた。

実践報告会では、照屋林孔事務局長より、平成五年度の実践経過と成果、今後の課題が報告された。それを受けて、調査研究部会から、本町の児童生徒の知能、学力の実態。学校教育部会から、町内の幼小中高校での具体的な取組み、さらに、一校一改善（教師の目標）、一事徹底（幼児児童生徒の目標）の推進状況。家庭地域教育部会からは、各学校のＰＴＡ活動状況や各区学対支部での実践。中区学対支部から具体的な取り組みが報告された。

### ◉ 実践推進の課題 ◉

(1) 各区学対支部の実践推進活動の充実強化。
(2) 幼小中高校の連携強化。授業実践を通した連携。
(3) 効果的な広報活動推進をどのように進めていくか。
(4) 達成度テストの学校差、学級差、男女差の解消に向けた取り組みをいかに進めるか。
(5) 基本的生活習慣の定着、家庭学習の習慣化でＰＴＡや父母との連携をいかに進めていくか。
(6) 児童生徒の健全育成のための生徒指導の確立と各組織の連携の効果的な推進をどうするか。
(7) 町教育委員会内における学社連携の在り方。
(8) 学校長の強力なリーダーシップの在り方とその連携。
(9) 学習の遅れがちな児童生徒に対する計画的な補習指導や読書指導の充実、強化。
(10) 各学校の単Ｐ活動と学対組織との効果的な連携の在り方。

# 地域の縁の下の力持ち

## ＊心配ごと相談員のみなさん＊

どんな心配ごとでも相談にのりますと「心配ごと相談所」が開設されたのは、昭和四十八年の九月。今年二十一年目になる。心配ごと相談所は、全国各地域に三千余の窓口とネットワークを持つ特異な民間相談機関として、国・地方公共団体からの助成を得て、社会福祉協議会が運営し、相談員は会長が委嘱する。

▲「心配ごとは気軽に相談して下さい。お待ちしています。」

相談員は現在、人生経験豊かな常勤相談員に宮平永助さん、一般相談員に松堂忠仁さん、新垣敏子さん(北区)、新垣敏子さん(西区)、南純子さん、村山とし子さん、當間妙子さん、島袋シズ子さんの八人。毎週金曜日の午後一時から相談所を開設し、これまで二千件以上の相談が持ちこまれた。

相談内容は、生活が苦しい、家族関係で問題がある、児童福祉・母子保健に関する問題、精神衛生問題、人権・法律などの多岐にわたる。相談所は、地域における身近な相談機関として発展し、住民の抱えるあらゆる問題に対応してきた。ところが、社会情勢の急激な変化とともに心配ごと相談所をとりまく背景・環境も大きく変わり相談所の専門性がとわれるようになってきた。「昨今は、専門的知識を要求されるものが増えてきています。これまでの相談内容を振り返ってみますと、その時代の世相を如実に表していることがわかります」という。「相談を受ける私たちも最初は手さぐりの状態からのスタートでした。面接の仕方なども県社協に行って研修を受けたりしながら、専門家や行政とのネットワークをつくりながらこれまで続けてきました」という。十五年以上も相談員を続けてこられた皆さん。その中でも開所当時から相談にたずさわっている宮平さんは、「持ちこまれた問題に対して、一緒になって考え、どうすれば解決できるのか。私たちもともに勉強してきました。その連続でしたので、これまで二十一年もの間やってこれたと思います」と謙虚に振り返ることばに重みが増す。

心配ごと相談員には人生の豊富な経験や知識もさることながら、地域を掌握し、納得がいくまで要領よく解決の糸口を見つけだしていく根気づよさを要求される。「来談者と心のふれあいを大切にして、来てよかったと思える相談所にしていきたい。相談所は、町内の福祉問題を直に把握できる機関。福祉相談を今後の福祉対策に反映できれば…」とますます意気盛ん。今年度は、利用者の便宜を図るため、出張相談所の開設を予定している。

地域の縁の下の力持ち…心配ごと相談員の活動に心から拍手を送りたい。

「うむい」とは、町民の優しい心、地域を思う心等、全町民がお互いをささえ合っていく心をイメージして設けたコーナーです。

みなさんのまわりのおもしろい話題・ホットな情報等がありましたら是非ご一報いただきたいと思います。

企画調整課
☎九五六ー一一一一
(内線二三二)

# 花と緑にあふれた町に

今町内においては、心やさしい町民の実践活動によって街角に草花が咲き乱れ、潤いのある空間づくりが展開されています。野國総管塾は、花と緑にあふれた町にしようと町内外で緑と花いっぱい運動に取り組んでる皆さんをよんで三月十九日午後、「語やびら　かでな」の集いを開催した。

集いには六十三人が参加。花いっぱい運動に取り組んでいる事例報告や専門家からの提言などに聞き入った。事例報告では、二年連続県婦人会の花いっぱいコンクールで入賞した上区婦人会の神谷初江さん、嘉手納町をゆりの花でいっぱいにしようとここ数年力をいれてきた與栄市さんのこれまでの取り組みが報告された。

総管塾では、十八日塾生で野國総管公園に記念植樹。イッペイニ十本とジャカランダ十本を植えた。

# 生涯学習の高まり

## 各区で公民館講座開設

所得水準の向上、自由時間の増大、高学歴化、高齢化などの進行を総合的にとらえて成熟化といわれます。このような成熟する社会においては、人々の意識は、物の豊かさよりも心の豊かさを求め、そして生活の楽しみや生きがいを求める学習への意欲が高まっていると考えられています。このような時代の流れの中で、各区の公民館でも、生涯学習の流れをくむ公民館講座が開設されています。

▶作品づくりに熱心に取り組む参加者のみなさん～北区公民館～

「この貝殻みたら、自分でつくったかと思うさー」と感激。出来あがった作品をみて素直に喜びを表現した。これは、北区の公民館講座に参加したお年寄りのことば。

（表紙）

## ―水　洞―

（ミヂガマ）

水釜町営住宅西側の海岸に面して大きな洞穴がある。字水釜の名の由来となる水洞は、舟浮の先の方にあり、昔、舟子は、そこから飲み水を得ていたという言い伝えがその名をとって水洞（ミヂガマ）と名付けたそうである。明治のころ、政府の役人が地名のミズガマを水釜と記してしまったことから現在の書き方になった。

戦前は、洞（ガマ）の入り口まで海水がつかり、ここに漁師たちが舟をつないでいたという。比謝川には、渡具知湊や比謝川港もあるので寄港する舟も多く、その船乗りたちがよく飲料水を汲みにそこにやってきたそうである。洞穴の飲み水は、泉ではなくジーシル（岩汁）が岩ひだに溜まったもの。

船乗りたちの命をつなぐ要として水洞は、重要な役割を果たすひとすじの光であっただろう。水釜の歴史は、ここからはじまり発展してきた。昔は、漁師たちの帰る場所として。そして現代、人々の心の故郷として今もなお字水釜の人々はここを拝所とし海の平穏を祈る平和を願う場所なのである。

（民俗資料室）

## 元気にふれあい交流

### ☆屋良・嘉手納幼稚園☆

屋良と嘉手納の校区の異なる園児たちが一年生になっても、仲よくやっていけるようにとふれあい交流会が三月十日、嘉手納幼稚園で行われた。

園児たちは、クイズや遊戯、歌の交換をしながら元気いっぱい交流楽しんだ。幼稚園生活の楽しい思い出を作りました。

# 嘉手納基地を一周

## 走った、つないだ、卒業駅伝

### 西浜区子供育成会

六年間の思い出を胸に、たすきをつなぎ、嘉手納基地を一周する卒業記念駅伝は西浜区の伝統行事になり、今回で第七回大会となる。三月二十一日午前十時、児童公園をスタート。三十二名の親子が十八km、八区間をたすきでつないだ。「とてもいい思い出になった」と子供たち。「西浜区独自の行事として定着させていきたい」と宇栄原孝子供育成会会長。親子がともに汗を流しながら語らう、この駅伝大会は、子供たちの健やかな成長を願い、親子のコミュニケーションづくりに絶好の機会となっている。

# 日ごろの活動の成果を披露

### 町老人クラブ連合会

老人クラブ活動の成果を発表する「芸能のつどい」が三月十二日午後、中央公民館で開催された。このつどいは、会員相互の親睦や健康の保持増進を図ろうと催され今年で三回目。舞台発表は古典音楽部、古典舞踊部、レク部、カラオケサークルの四部が「祝い節」「めでたい節」「白雲節」など十八演目を発表、また書道部、園芸部、手芸部が作品を展示し、訪れた観客の目を楽しませていた。

（今帰仁城跡を描いた）

# 油絵を町に寄贈

### 大江幸子さん（大阪在）宇東出身

このほど、宇東出身の大江幸子さんより嘉手納町に今帰仁城跡を描いた油絵が寄贈された。大江さんは大阪や東京、那覇で個展を開催した。大阪で知事賞を受賞した作品を自分の故郷にと寄贈の運びとなった。ちなみに、琉装のモデルは娘の渚ゆう子さん（京都の恋でヒットした）。寄贈された絵は、役場庁舎二階に展示してあります。町民の皆さん、役場にお越しの際は、二階まで立ち寄ってみてはいかがですか。

▲作者の大江幸子さん

▲役場2階に展示されている作品

# 募金はこのように……生かされています

嘉手納町緑化支部は三月十日午後、町内の二十三団体にペチュニアや金魚草の苗四千鉢を無料配布した。合わせて、堆肥（三十kg）や液肥（一ℓ）も配布された。これは、緑の羽根募金の資金で購入されたもの。募金はこのように生かされています。町民の皆様、ご協力ありがとうございました。

# 治安をあずかる 嘉手納警察署

## ―石川幸夫新署長―

これまで警察に勤務して三十年。警察全般にわたっている。嘉手納その職歴は交通、刑事、警備など　警察署には、交通課長（昭和五十五年～五十七年）以来の赴任。

石川署長は、「地域住民の納得と共感が得られる仕事をしていきたい。それには、地域住民のための警察だから、警察にどういうことを望んでいるのか住民とコミュニケーションを大切にしていきたい。」と抱負を語る。

とりわけ、交通事故抑止や交通弱者保護の問題、少年問題に力をいれていくという。嘉手納地区の治安を守る重責を担って、今年二月赴任した。厳しい表情の中にも柔和な笑みをうかべ、とても親しみを覚える石川署長です。

# 旧県立農林学校 同窓生より

## 嘉手納町へ100万円の寄贈

▲野島武盛氏（左から二人目）から宮城町長へ 手渡された。

昨年十月、旧県立農林学校の卒業生が青春の地・嘉手納町で一堂に会し、「青春の地 かでなを語る 農林学校同窓生の集い」を開催した。集いは、昔日の思いを新たに旧交を温め、また嘉手納町とのつながりも揺るぎないものとなった。三月二十三日、会長の野島武盛氏と沢岻安貞氏が町役場を訪れ、そのお礼にと百万円を寄贈した。

## ＊寄付ありがとうございました

○社協へ

●水釜三七九―一七　玉城妙子様より故幸三郎様の香典返しとして五万円

●嘉手納二九四―一　宮城源吉様より故源忠様の香典返しとして十万円

●嘉手納四六〇―七　知花包栄様より故千代様の香典返しとして十万円

●屋良五七九　仲宗根朝助様より故ナエ様の香典返しとして十万円

●屋良七四　伊波孫一様より七十三歳の生年祝いを記念して十万円

●生協コープおきなわ北谷支所より生協まつり収益金の一部として二万九千六百円

●嘉手納三七―六　伊波萬正様より故ヒロ子様の香典返しとして十万円

●屋良六四二―六　知念佐徳様より故和子様の香典返しとして十万円

●嘉手納四七六　金城敏明様より故ウシ様の香典返しとして五万円

●水釜四八〇　奥間千代様より故秀信様の香典返しとして十万円

●（有）福地組様より会社創立四十周年を記念して百万円

●嘉手納八三　新垣秀治様より故ウト様の香典返しとして十万円

●水釜三七九―二七　泉廣一様より故トヨ様の香典返しとして五万円

●嘉手納七三　島袋盛章様より故恵美子様の香典返しとして五万円

●R・M・D・Club（代表沢岻寛）様より野國總管まつり収益金の一部として三万円

●嘉手納四九四―九　古謝喜永様より六千円

●嘉手納七七　伊波安江様より一万三千円

●嘉手納四六〇―一二　金城ナベ様より五万円

●嘉手納二七〇―五　伊芸安盛様より故カマド様の香典返しとして十万円

●嘉手納二八一―二　知花常様より故英夫様の香典返しとして五十万円

●嘉手納二二九　徳村早苗様より故善吉様の香典返しとして二十万円

●嘉手納一二四―五　古謝博様より十万円

●嘉手納四六〇　多和田春子様より七十三歳生年祝いを記念して五万円

# 国民年金だより

●結婚などのときも

結婚などで住所や氏名が変わったときは、手続きをしてください。ご主人が職場の年金に加入している場合も、奥さんは手続きが必要です。

●引っ越ししたときも

引っ越しをしたときは、住民票の手続きといっしょに国民年金の手続きもしてください。

保険料を銀行で自動払い（口座振替）している人は、銀行の手続きも忘れないようにしましょう。

●海外在住の日本人の任意加入の手続き

手続きの窓口は最終住所地の市区町村の国民年金の係です。最終住所地に協力者（親族）がいる場合は、協力者の方に手続きと保険料の納付をしてもらいます。

最終住所地に協力者がいない場合は、㈱日本国民年金協会（東京都千代田区平河町2-5-5 全国旅館会館ビル3F☎03-3265-2885・6）にお問い合わせください。

渡航前に手続きする場合も、協力者を決めて手続きしてください。必要書類は、市区町村の窓口、㈱日本国民年金協会または大使館等の在外公館にあります。

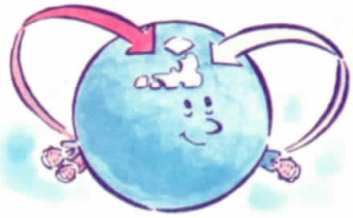

## 国民年金の特典

●低利な住宅資金

国民年金の保険料を３年以上納めている人は、納めた期間に応じてマイホーム資金（新築・購入・修繕改良の資金）が低い金利で、住宅金融公庫の資金と併せて借りられます。

| 保険料の納付期間 | 貸付額 |
|---|---|
| 3年以上5年未満 | 240万円 |
| 5年以上10年未満 | 270万円 |
| 10年以上15年未満 | 320万円 |
| 15年以上 | 400万円 |

●お金も借りられます

すでに年金を受けている人であれば、その年金権を担保にお金を借りることができます。借りられる額は、受けている年金（年額）の1.5倍以内で最低10万円から最高250万円となっています。

※お申込み・お問合わせは、どちらの場合も銀行・信用金庫などの取扱い金融機関へ。

## ４月20日現在で全国いっせいに事業所名簿整備調査が行われます

◎　平成６年４月20日現在で、事業所統計調査の一つである事業所名簿調査が行われます。

◎　事業所統計調査は、事業所の産業の種類や従業者数など事業活動の基本となる事項を調査して我が国の産業構造や事業所の地域分布を明らかにしています。

◎　総務庁統計局では、平成６年に事業所名簿整備調査を実施します。この調査は、平成３年事業所統計調査以後の事業所の新設や廃業などの変動状況を調査し、政策推進のための基礎資料を提供するとともに、各種統計調査を実施するための、より精度の高い資料を提供することを主な目的としています。

## ４月20日から調査員が調査のために貴事業所に伺います

◎　お伺いする調査員は、市区町村長の推薦に基づいて都道府県知事が任命した特別職の地方公務員です。調査員は、都道府県知事が発行した『事業所統計調査員証』を携行しています。

◎　お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査へのご理解とご協力をお願いします。

## 乳児の医療費を助成します

町内に住所を有する１歳未満の乳児を養育している保護者に対して、満１歳の誕生日の末日まで、その乳児にかかった保険診療による医療費の自己負担金を助成します。

乳児をお持ちの保護者は、受給資格の認定を受け、受給資格者証の交付を受けてください。

交付の手続き場所は、町役場保健衛生課です。交付に必要なものは健康保険証、印かん、保護者の貯金通帳（郵便局を除く）です。

診療を受けた月の翌月の初日から１年以内に申請しないと、助成金を支給することができなくなりますので、御注意ください。

なお、詳しいことは、保健衛生課にお尋ねください。

☎　９５６－１１１１（内線２５２）

## みんなで活かそう！ みんなが暮らす ふるさとの土地

**４月は『土地月間』です。**

土地の形状、道路の条件、駅、（バス停）からの距離、上下水道の整備状況などの条件を標準地と比較すれば、対象地のおおよその価格がわかります。（地価公示価格は１月１日現在の価格ですので、その後の地価動向も考慮する必要があります。）土地売買のときは、まず、地価公示価格を調べ、売買の目安として下さい。標準地は、みなさんの身近なところにあります。

土地についての基本的な考え方は、次のとおりです。

(1) 土地については、公共の福祉が優先します。
(2) 土地は、適正に、計画的に利用されることが必要です。
(3) 土地は、投機的な目的で取り引きされてはならないものです。
(4) 土地の価値の増加に伴う利益は、適切な負担で社会に還元されなければなりません。

なお、詳しいことは、
県の土地対策課　☎ 098-866-2040
あるいは
町役場・都市建設課 ☎956-1111 内線361
に問い合わせて下さい。

## お米の安定供給のために 必要なときに必要な量の購入を

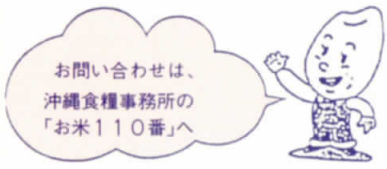


- お米の供給に不安はありません。
- 輸入米の供給体制は整いました。
- 不公平が生じないように、国産米と輸入米のブレンドを中心にお届けします。
- 売りおしみや価格の上昇がないように監視指導を強化しました。

農林水産省　沖縄食料事務所
電話　〇九八－八六六－〇一五五

## 事業主の皆様へ

### 労働保険の年度更新忘れずにね！

*「労働保険の年度更新手続きはお早めに、確実に！」*

労働保険（労災保険・雇用保険）料の申告・納付は、本年は、４月１日から５月16日までとなっています。労働保険料申告書用紙は３月末までに皆様のもとへ発送してありますので、その内容をよくお確かめのうえ、日本銀行歳入代理店（琉球銀行・沖縄銀行・海邦銀行）各郵便局にお早めに納付して下さい。

なお、労働保険事務組合に事務委託をしている事業主は各事務組合の指定する期日までに当該事務組合へ賃金等報告書を提出して下さい。

おって、皆様方の便宜を図るため、先に送付してあります「年度更新用封筒」裏面記載の日程により、申告書の集合受付を行いますので、御利用下さい。

※　平成６年度は５月15日が日曜日にあたり窓口、金融期間が休みのため５月16日になります。

＊ 沖縄県商工労働部雇用保険課　電 話／ 866-2362
＊ 各公共職業安定所
＊ 沖縄労働基準局　電 話／ 868-4403
＊ 各労働基準監督署

## 国家公務員採用試験のお知らせ

～人事院～

人事院は平成６年度中に次のような採用試験を行う予定です。

### 大学卒業程度

- 国家公務員採用Ⅰ種試験（上級係員等を採用するための試験）
- 国家公務員採用試験Ⅱ種試験（中級係員等を採用するための試験）
- 国税専門官採用試験
- 法務教官採用試験
- 労働基準監督官採用試験
- 航空管制官採用試験

### 高等学校卒業程度

- 国家公務員採用Ⅲ種試験（初級係員等を採用するための試験）
- 刑務官採用試験
- 入国警備官採用試験
- 皇宮護衛官採用試験
- 航空保安大学校学生採用試験
- 海上保安学校学生採用試験（特別）
- 海上保安学校学生採用試験
- 海上保安大学校学生採用試験
- 気象大学校学生採用試験

試験に関するご質問等につきましては、下記に御照会ください。

◁ 記 ▷

〇人事院沖縄事務所　調査課試験担当
〒 900 那覇市樋川１-15-15 那覇第一地方合同庁舎西棟５階
☎ ０９８－８３４－８４００

## ★ 青少年センター

移転します

平成６年４月１日より、旧消防庁舎２階（右側）へ移転となりました。引き続きご利用下さい。

## 青少年センターのしごと

**面接相談**／来所相談または訪問相談も行います。
**電話相談**／どなたでも、どんなことでも相談に応じます。

**相談時間**
午前９時～午後５時（月・水・金）

### ◆ 教育相談ごあんない

**一人で悩まないで相談してみませんか？**

◎ お子さんのことなら、どんなことでも、お気軽にご相談ください。
◎ 児童生徒やお父さん、お母さん、その他まわりの人からの相談を受けて、相談員が一緒に考えます。

**すこやかに育ってほしいこれは親の願いです**
**でも、最近困ったことが……たとえば**

◎ しつけに関すること
◎ 性格に関すること
◎ あそびや友達に関すること
◎ 学校生活に関すること

◎ 非行に関すること
◎ 心や身体に関すること
◎ 子どもの養育に関すること

**子どものしあわせ守りたい**

嘉手納町教育委員会
**嘉手納町青少年センター**
〒 904-02 嘉手納町字嘉手納707
いーないーな「かでなっ子」
☎ 957-1717（青少年テレフォン）

## ★ 社会教育課

平成６年４月１日から、現在の中央公民館より役場庁舎３階の教育委員会内に移ります。

☎ 956-1111（内線 313・314）

## 公共施設管理の移管及び使用時間等の変更について

４月１日より、公共施設の管理を下記のとおり移管するとともに、使用時間等を改めます。

－ 記 －

### ◇ 管 理 会 社

かでな振興株式会社（旧消防署跡）　電 話／957-1414

### ◇ 社会教育課関係

兼久地域
体育センター、ソフトボール場、総合運動場、テニス場
申請及び使用時間（月曜日除く）　９時～22時
申請場所／勤労者体育センター　電 話／956-5346

久得地域
野球場、陸上競技場（８月開場予定）
申請及び使用時間（月曜日除く）　９時～22時
申請場所／嘉手納野球場　電 話／956-9073

※ 各施設とも月曜日は休館（休場）日です。

### ◇ 都市建設課関係

公　園
申請時間（土日祝祭日除く）　９時～17時
申請場所／かでな振興株式会社　電 話／957-1414

町民の家
申請時間（月曜日除く）　９時～22時
申請場所／嘉手納野球場　電 話／956-9073

### ◇ 公民館関係

屋良地区体育館・図書室、
嘉手納地区学習等供用施設・児童館
開館時間
平　日：10時～22時（月曜日は17時まで）
土曜祭日：14時～22時（第２土曜日は10時から）
日 曜 日：10時～18時

## ☆ ごみ収集

これまで町役場直営でごみ収集を行っていました区域（東区一部、西区、西浜区）の業務を、平成六年四月一日付けでかでな振興開発株式会社へ引き継ぐことになりました。これまでと収集日等、何ら変更はありませんが、今後ともごみの分別、指定袋の使用について町民のご協力をお願い致します。粗大ごみの処理については、かでな振興開発株式会社（☎九五七－一四一四）でも受け付け致します。

保険衛生課
☎九五六－一一一一（内線二五一）

# 集団検診等日程表

（平成６年４月16日～５月15日）

| 日 | 曜日 | 内容 | 時間 | 場所 | 該当者 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4／16 | 土 | 日本脳炎予防接種Ⅰ | 午後１：20～２：45 | 中央公民館 | 満３歳～５歳児各幼稚園、屋良小学校 |
| 4／18 | 月 | 健康相談 | 午前９：00～11：30 | 嘉手納町役場ロビー | 町民 |
| 4／21 | 木 | 操体教室 | 午前10：00～11：30 | 総合福祉センター | 町民 |
| | | ３歳児健診 | 午後１：30～２：30 | 総合福祉センター | 平成２年８月～９月生 |
| 4／22 | 金 | リハビリ教室 | 午後１：30～３：30 | 総合福祉センター | 町民 |
| 4／23 | 土 | 日本脳炎予防接種Ⅱ | 午後１：00～２：45 | 中央公民館 | 嘉手納小学校 |
| 4／24 | 日 | 狂犬病予防接種 | 午前９：30～11：30 | 上区自治会事務所 | 町民（飼犬所有者） |
| | | | 午後１：30～４：00 | 西区自治会事務所 | |
| 4／25 | 月 | 健康相談 | 午前９：00～11：30 | 嘉手納町役場ロビー | 町民 |
| 4／28 | 木 | 操体教室（婦人健康相談） | 午前10：00～11：30 | 総合福祉センター | 町民 |
| 5／2 | 月 | 健康相談 | 午後９：00～11：30 | 嘉手納町役場ロビー | 町民 |
| 5／7 | 土 | 日本脳炎予防接種Ⅲ | 午後１：00～２：45 | 中央公民館 | 嘉手納中学校幼児２回目 |
| 5／9 | 月 | 南区集団検診 | 午前９：30～午後３：00 | 嘉手納地区学習等供用施設児童館 | 南区区民 |
| | | 訪問リハビリ | 午前９：30～12：00 | 対象家族 | 町民 |
| 5／10 | 火 | 南区集団検診（胃検診：午前中） | 午前９：30～午後３：00 | 嘉手納地区学習等供用施設児童館 | 南区区民 |
| 5／11 | 水 | 介護者の集い | 午後２：00～４：00 | 総合福祉センター | 寝たっきり者を介護している家族 |
| 5／12 | 木 | 操体教室 | 午前10：00～11：30 | 総合福祉センター | 町民 |
| | | 母子推進員定例会 | 午後１：30～４：00 | 嘉手納町役場 | 母子保健推進員 |
| | | リハビリ教室 | 午後１：30～３：30 | 総合福祉センター | 町民 |
| | | 「看護の日」 | | | |

嘉手納町役場　保健衛生課　☎　956－1111（内線252）

## ★青少年の深夜はいかいをなくしましょう。

嘉手納警察署管内では、平成五年中で不良行為少年の補導件数五七六件で、深夜はいかい二二五件・飲酒八八件・喫煙一三三件・シンナー吸引二〇件となっています。

いづれの補導事例でも深夜の補導となっています。

四月後半からゴールデンウィークが始まり、深夜はいかい・家出等の予防のためにも、

**「地域における青少年活動を推進しましょう」**

地域の皆さんの県民ぐるみの環境浄化活動を！

**◎運動目標**

(1) ふるさとを誇りに思う郷土愛と国際感覚をもった青少年を育成する。

(2) 青少年の深夜はいかい、不健全なアルバイトを防止する。

(3) 青少年の飲酒、喫煙、シンナー等薬物乱用の問題行動を防止する。

嘉手納警察署・
嘉手納地区防犯協会
嘉手納地区少年補導員協議会

毎日のくらしの中に花がある。
考えただけでも、なぜかしら心が豊かになる。
花は人を変え、地域を変える。
そして、やがて町が変わる。

# ・花・花・花・

## こんなアイデアはいかがですか？

▼ 水釜 336-2　玉城幸三さん宅

▲ たくさんの花々が、訪れる人々の心をなごませる。
～ 社会福祉センター玄関前 ～

▲ ブロック壁の
▼ こんな使い方は
いかがですか。

▲ 屋良 586
山内さん宅

▲ フェンスにかけられたプランターの花々が、
道行く人々の目を楽します。
～ 南区自治会事務所 ～

▷ 世帯数／4,347　▷ 男　子／6,938　▷ 女　子／7,161　▷ 計　／14,099　（2月28日 現在）

〒904-02
発行／嘉手納町役場 編集／企画調整課広報係・嘉手納町字嘉手納588番地☎098-956-1111（内線331） 印刷／丸の内印刷